

所有者不明土地対策について

近畿部会提出
説明担当 宇治市

全国各地で、不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない「所有者不明土地」が急増し、社会問題化している。

学識経験者や実務者の民間プラットフォームである「所有者不明土地問題研究会」によると、その面積は、平成28年度地籍調査結果からの拡大推計で、九州の面積を上回る約410万ヘクタールに及ぶとされ、今後、大量の相続発生により所有者不明土地が一層増加することが見込まれると公表された。

「所有者不明土地」による影響は、災害復興、都市計画、空き家対策、森林整備など公共事業の停滞や土地有効利用の阻害に及ぶものである。

よって、国においては、現在、国土政策と土地登記制度における具体的検討が進められているところではあるが、地方自治体の喫緊の問題として、抜本的な解決に向けて、下記事項について、要望するものである。

記

- 1 地方公共団体等が所有者不明土地を活用し、適正に事業執行を図ることができるよう長期的な措置を講じること。
- 2 所有者不明土地の早期解消のため、個人情報保護に配慮しつつ簡易な手続きにより所有者の探索が行えるような土地基盤情報の整備を検討すること。
- 3 所有者不明土地の発生を防止するため、相続や所有権移転にかかる情報が担保されるよう、不動産の権利に関する登記制度の在り方について早急に検討すること。